

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
7月11日
(火曜日)

目次

○告示

救急病院の認定(医療政策課).....

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....

道路の区域の変更(道路整備課).....

○公告

災害救助法の規定に基づく救助の実施(厚政課).....

山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....

防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....



山口県告示第百二十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年七月十一日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
萩むらた病院		萩市大字今古萩町三〇の一		山口県知事	令和八、七、二三
岩国市医療センター医		岩国市室の木町三丁目六番二一		村岡 嗣政	八、九
師会病院					

山口県告示第百二十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
小畑区域			

総トン数十トン以上の漁船により、底びき網を使用して営む漁業

山口県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年七月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類	一般国道	路線名	二六二号	道路の区域	区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
							新	最狭 三九・〇	四五三・七	
							旧	最狭 三二・七	四五三・七	

萩市大字佐々並字東板橋一三三三四の一地先から
同市同大字吉ヶ原一〇八四七の一
九地先まで



(二二九) 災害救助法の規定に基づく救助の実施

令和五年六月三十日の大雨による災害に関し、同日から次の区域に対して災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の規定に基づく救助を実施しました。

令和五年七月十一日

山口市及び美祢市の区域

山口県知事 村岡 嗣政

(二三〇) 山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開催の日時

令和五年八月三日(木曜日)午後二時

二 開催の場所

山口市小郡下郷六〇九番地一
小郡地域交流センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する山口都市計画道路三・二・二国道二号鍔銭司陶線
次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和五年七月二十七日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和五年七月二十七日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

山口市神田町六番一〇号

防府土木建築事務所山口支所

山口市亀山町二番一号

山口市都市整備部都市計画課

山口市小郡下郷六〇九番地の一

山口市小郡総合支所土木課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二三一) 防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開催の日時

令和五年八月四日(金曜日)午後二時

二 開催の場所

防府市八王子二丁目八番九号

防府市創業・交流センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する防府都市計画道路三・三・五富海大道線

次のとおりとする。

(二) 追加する防府都市計画道路三・四・四十一大崎線

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和五年七月二十八日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―一)山口市土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和五年七月二十八日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口市土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口市土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

防府市駅南町一三番四〇号

防府市土木建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

令和五年七月十一日
発行

発行人

山口県知事